

令和6年度 島根県放課後児童クラブシルバー人材活用事業  
放課後児童クラブ補助スタッフ養成講習に係る講義等業務委託  
提案競技実施要領

令和6年2月5日

1. 目的

シルバー人材センター会員として、県内の放課後児童クラブ（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設をいう。）で補助員（以下、「放課後児童クラブ補助スタッフ」という。）として勤務するための基本的な知識及び技能を修得する講習（以下、「放課後児童クラブ補助スタッフ養成講習」という。）を実施し、放課後児童クラブ補助スタッフの養成を図り、放課後児童クラブの人材確保を目的とする。

実施にあたっては、この要領により提案競技を実施し、本事業の委託候補者を選定する。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度 島根県放課後児童クラブシルバー人材活用事業  
放課後児童クラブ補助スタッフ養成講習に係る講義等業務委託
- (2) 業務内容 別添「令和6年度 島根県放課後児童クラブシルバー人材活用事業 放課後児童クラブ補助スタッフ養成講習に係る講義等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託料上限額 1, 300千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 応募資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) 厚生労働省及び島根県から業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 過去3年以内に、種類又は規模をほぼ同じくする講習（講義等）の実績がある者であること。

4. 募集に関するスケジュール等

|              |   |
|--------------|---|
| (1)募集期間      | 令和6年2月5日（月）～ 2月22日（木）17時<br>※提案競技実施要領及び仕様書は、島根県シルバー人材センター連合会のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。       |
| (2)質疑の受付期間   | 質疑がある場合は、必ず書面（任意様式）にて令和6年2月16日（金）17時までに電子メールにより提出すること。  |
| (3)質疑の回答方法   | 回答は、質疑を提出した者にメールにより随時送信するので必ずメールアドレスを記載すること。<br>なお、メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。 |
| (4)企画提案書提出期限 | 令和6年2月22日（木）17時   |
| (5)提案者審査予定日  | 令和6年2月26日（月）<br>※プレゼンテーションは実施せず、内部で書面審査を行う。   |
| (6)委託候補者の決定  | 令和6年2月28日（水）  |

○提出先及び問い合わせ先

公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 担当：石飛、三代  
〒690-0887 松江市殿町8番地3 タウンプラザしまね 2階  
TEL：0852-28-1171 FAX：0852-28-1173  
アドレス：[shimane-ren@sjc.ne.jp](mailto:shimane-ren@sjc.ne.jp)

5. 企画提案書の作成、提出方法等

|                 |   |
|-----------------|---|
| (1)作成方法         | <p>○様式は任意とする。</p> <p>○用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。(必要に応じA3判の折り込みも可とする。)</p> <p>○記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 業務にあたっての基本的な考え方</li><li>② 業務の内容<ul style="list-style-type: none"><li>・カリキュラム・講義の概要</li><li>・講師の氏名・資格・経験等</li><li>・開催時期・日程</li><li>・受講者の上限数</li></ul></li><li>③ 業務の実施体制<ul style="list-style-type: none"><li>・実施体制</li><li>・業務についての経験、実績</li></ul></li><li>④ その他、記載事項を補足する資料等がある場合は、適宜添付すること</li></ol>  |
| (2)提出方法         | <p>○6部(正1部、複5部)提出すること。</p> <p>○提出期限までに持参又は郵送により提出すること。</p> <p>※持参の場合の受付時間は、9時から17時(土・日・祝日は除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留等による必着に限る。</p>  |
| (3)その他の書類       | <p>○見積書(各開催場所毎の経費内訳要)を1部提出すること。</p> <p>なお、受講者が1名増加する場合の追加費用を明記のこと</p>   |
| (4)企画提案等に係る留意事項 | <p>○企画提案書及び見積書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの</li><li>②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの</li><li>③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの</li><li>④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの</li><li>⑤虚偽の内容が記載されているもの</li></ol> <p>○提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めないので留意すること。</p> <p>○企画提案の採否は、文書で通知する。</p> <p>○採用した提案は、公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会により内容の一部を変更することがある。</p> <p>○本要領に基づき提出された書類は返還しない。</p> |

6. 審査方法等

|              |  |
|--------------|--|
| (1)審査方法      | ○審査会において、次項の審査内容に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託候補者として選定する。<br>○審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。 |
| (2)審査内容      | 別添「令和6年度 島根県放課後児童クラブシルバー人材活用事業 養成講習に係る講義等業務委託提案競技 評価基準」のとおり。   |
| (3)応募者への採否通知 | 令和6年3月1日（金）までに、提案者全員に通知する。   |

7. 契約手続等

|            |  |
|------------|--|
| (1)委託料上限額  | 1,300千円（消費税及び地方消費税を含む）<br>協賛等を活用し事業規模を拡大して差し支えない。<br>上記委託料には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会との打合せに要する費用を含む。   |
| (2)契約方法    | 委託候補者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を締結する。<br>契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。<br>基本的に採択された企画内容により契約を締結するが、公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会が委託候補者と協議し、企画内容を変更する場合がある。<br>なお、本事業に係る令和6年度予算が成立しない場合には、本業務委託は無効とする。 |
| (3)委託料の支払  | 精算払とする。  |
| (4)個人情報の保護 | 本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。   |
| (5)業務仕様書   | 別途作成・提示する。   |

別 添

令和6年度 島根県放課後児童クラブシルバー人材活用事業  
養成講習に係る講義等業務委託提案競技

評価基準

| 評価項目                   | 評価基準   | 配点  |
|------------------------|--|-----|
| 1 基本的な考え方              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ シルバー人材センターに対する理解ができているか。</li><li>・ 業務に対する理解ができているか。</li><li>・ 業務に対する基本的な考え方、視点等が適切か。</li></ul>             | 5   |
| 2 業務の内容                |  |     |
| (1) 計画の実現性             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務の趣旨及び内容を理解した計画となっているか。</li><li>・ 実現性のある計画となっているか。</li></ul>  | 10  |
| (2) 業務の工夫              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 十分な成果が期待できる工夫がなされているか。</li><li>・ 業務を効果的かつ効率的に進めるための工夫がなされているか。</li></ul>                                   | 15  |
| (3) 実施スケジュール           | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 実施スケジュールは適切かつ無理のないものとなっているか。</li></ul>   | 5   |
| 3 業務の実施体制              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務の目的達成に向けて、効率的かつ実効性が期待できる実施体制となっているか。</li><li>・ 適切な従事者が確保できているか。</li></ul>                                | 15  |
| 4 類似業務の実績              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 同種、類似的業務実績があり、適正に履行されたか。</li></ul>   | 5   |
| 5 業務に要する経費及びその内訳       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 見積内容、積算根拠が提案内容と整合が取れているか。</li><li>・ 業務実施に必要な経費が適切に見積もられ、かつコストの削減努力がうかがえるか。</li><li>・ 予算の範囲内であるか。</li></ul> | 40  |
| 6 その他業務の目的を達するために有効な事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ その他に創意工夫など優れた点があるか。</li></ul>  | 5   |
|                        |  | 100 |

令和6年度 島根県放課後児童クラブシルバー人材活用事業  
放課後児童クラブ補助スタッフ養成講習に係る講義等業務委託 仕様書

1. 目的

シルバー人材センター会員として、県内の放課後児童クラブ（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設をいう。）で補助員（以下、「放課後児童クラブ補助スタッフ」という。）として勤務するための基本的な知識及び技能を修得する講習（以下、「放課後児童クラブ補助スタッフ養成講習」という。）を実施し、放課後児童クラブ補助スタッフの養成を図り、放課後児童クラブの人材確保を目的とする。

2. 業務名

令和6年度 島根県放課後児童クラブシルバー人材活用事業「放課後児童クラブ補助スタッフ養成講習に係る講義等業務委託」

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 委託料上限額

1,300千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託業務の範囲・内容

業務は次のとおりとし、内容については事前に委託者と協議・確認の上実施すること。なお、技能講習の運営（受講者の出席確認・立会、及び会場準備・撤収等）は委託者が行う。

- (1) 講義及びその運営
- (2) 上記(1)の講師の手配・アテンド
- (3) 教材（下記※1以外の講義、実習に必要な器材等を含む）、テキスト（委託者への提出用1式を含む）の作成
- (4) 上記(1)～(3)に係る経費の管理及び支払い

※1 会場及び標準的な器材（机、椅子、ホワイトボード、プロジェクタは委託者が準備する。）

※2 受講者数が募集人数に満たない場合であっても、募集人数分を納品することとする。

6. 講習の概要・構成等

(1) 対象者

各地域のシルバー人材センターの会員でない60歳以上の高齢者及び当該分野での就業を希望するシルバー人材センター会員。

(2) 仕上がり像

シルバー人材センターから放課後児童クラブに派遣され、派遣先における有資格者の行う業務の補助業務に従事するにあたり、必要若しくは期待される基本的な知識及び技能の習得を目指す。

(3) 実施回数・開催場所・開催期間

次の3回とし、会場は委託者が手配・確保する。なお、天候等の事由により変更になることもありえる。

| 講習名                    | 開催場所 | 日程                     |
|------------------------|------|------------------------|
| 放課後児童クラブ<br>補助スタッフ養成講習 | 松江   | 7月3日（水）、4日（木）、5日（金）    |
|                        | 出雲   | 6月12日（水）、13日（木）、14日（金） |
|                        | 浜田   | 6月26日（水）、27日（木）、28日（金） |

(4) 募集人数

1 講習あたり 30 名

(5) カリキュラムの構成

開催日数は 3 日間で 1 日あたりの時間は次のとおりとする。

- ・ 1 日目 (4. 5 時間) 10 : 30 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 16 : 00
- ・ 2 日目 (5 時間) 10 : 00 ~ 12 : 00、13 : 00 ~ 16 : 00
- ・ 3 日目 (2 時間) 10 : 00 ~ 12 : 00

カリキュラムの内容は、島根県が実施する子育て支援員研修の基本研修及び専門研修のうち放課後児童コースに準じた前記 (2) を実現可能な内容とし、可能な限り演習やグループワークを取り入れることとする。

なお、オンラインによる講義は認められない。

7. 著作権等

業務により生じた著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む) その他の権利は、島根県シルバー人材センター連合会に帰属するものとする。

8. その他

この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定する。